平成 23 年第 15 回 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成23年第15回教育委員会会議

- 1 日 時 平成23年9月16日(金) 13時30分~15時10分
- 2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室
- 3 出席者

委員長 山中 善夫 委 員 博 臼 井 委 員 西村 真 理 敬文 委 員 北原 教育次長 町田 隆敏 豊彦 生涯学習部長 長 岡 学校教育部長 金山 正彦 教育推進課長 蓮 実 一郎 教職員課長 池戸 和俊 服務担当係長 八木野 久 指導担当部長 池上 修次 学 指導担当課長 横山 総務課長 長谷川 雅英 庶務係長 宮地 宏 明 書 記 川畑 千 沙

- 4 傍聴者 1名
- 5 議 題

議案第1号 札幌市特別支援学校学則の一部を改正する規則案

報告第1号 生徒の自殺防止に関する検討委員会の設置について

報告第2号 生徒の自殺防止に関する検討委員会委員の委嘱について

議案第2号 教職員に対する懲戒処分について

議案第3号 教職員に対する懲戒処分について

◎ 開 会

○山中委員長 これより、平成23年第15回教育委員会会議を開会いたします。

本日の委員会につきましては、設楽委員、池田委員から、所用により会議を欠席する旨の連絡がありました。

会議録の署名は、臼井委員と西村委員にお願いいたします。

本日の議案につきましては、報告第2号は、公開することにより教育行政の円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれのある事項、議案第2号及び第3号については、職員の人事にかかわる事項になっておりますので、教育委員会会議規則第14条第2号及び第6号の規定によって公開しないことにしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇山中委員長 それでは、報告第2号、議案第2号及び第3号につきましては、 公開しないことにいたします。

◎ 議 事

◎議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

〇山中委員長 それでは、議案第1号について、事務局からご説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第1号について、私からご説明申し上げます。

本案は、札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案でございます。

まず初めに、6月22日の委員会会議終了後にご報告させていただきました平成24年度公立特別支援学校(高等部)配置計画案が9月6日に北海道教育委員会で決定されましたことから、配置計画案から変更のありました項目についてご説明いたします。

資料の10ページをご欄いただきたいと思います。

変更点の一つ目としましては、配置計画案で未定となっておりました雨竜高等 養護学校及び紋別高等養護学校の学科について、それぞれ家庭科と決定したとこ ろです。

また、二つ目に、平成25年度の見通しのうち、道央圏は千歳市、十勝圏は幕別町の学校施設の活用を検討することが新たに示されております。

変更内容については以上でございますが、ほかは計画案と同じ内容となっておりますので、資料2ページから10ページの配置計画につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、当該配置計画のうち、札幌市立特別支援学校にかかわる内容についてご 説明申し上げます。

資料11ページをごらんいただきたいと思います。

資料の上段の表は、当該配置計画のうち本市関係分を抜粋したものでございます。

6月22日の配置計画案でもご説明したところですが、豊明高等養護学校、山の 手養護学校につきましては、平成23年度と比較して平成24年度の入学定員に変更 はございませんが、北翔養護学校につきましては、中学部からの進学者の受け入 れ可能な定員数として、前年度から1学級減の1学級3人の定員としております。

また、この配置計画は翌年度の第1学年の定員を定めるものでありますが、札幌市立特別支援学校学則における定員数は、各校高等部の第1学年から第3学年までの総定員となっておりますことから、この総定員に変更が生ずる場合には学則の改正が必要となります。

それでは、具体的な定員数の内容についてご説明いたします。

まず、豊明高等養護学校でございますが、表①をごらんいただきたいと思います。

平成24年度の第1学年の各学科の定員は平成23年度と変更がなく、各学科の第1学年から第3学年までの総定員につきましても平成23年度と同様のため、学則の定員について改正は不要となっております。

続けて、山の手養護学校でございますが、表②をごらんいただきたいと思います。

平成24年度の第1学年の定員は、普通科2学級16人と普通科重複1学級3人を合わせまして3学級19人として平成23年度と変更ありませんが、第2学年、第3学年と合わせた総定員は9学級57人となり、平成23年度の8学級49人と比較すると1学級8人増となりますことから、学則の定員について改正を行う必要がございます。

ここで、次の12ページをごらんいただきたいと思います。

次に、北翔養護学校でございますが、表③にございますように、平成24年度の 第1学年の定員は普通科重複が1学級3人として平成23年度と比較すると1学級 3人減となっておりますが、総定員については4学級12人で平成23年度と同様の ため学則の定員について改正は不要となっております。

以上が各学校の総定員でございます。

次に、戻りまして、資料1ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今、ご説明申し上げましたとおり、山の手養護学校高等部の総定員が変更となりますことから、本議案におきまして、札幌市立特別支援学校学則別表1の山の

手養護学校高等部(普通科)の項中、「49人」を「57人」に改めることについて お諮りするものでございます。

なお、当該学則の改正は、平成24年度の入学定員に係る内容のものでありますことから、施行期日は平成24年4月1日となりますが、例年10月頃に行う各学校の生徒募集事務に伴う募集要項の告示までに確定させる必要がありますことから、今回の教育委員会会議にお諮りしたものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇山中委員長 ありがとうございます。

何か、ご質問、あるいはご意見がありましたら。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

〇山中委員長 それでは、本件につきましては、原案どおり決定してよろしいで すか。

(「異議なし」の声あり)

一 以上説明の後、審議の結果、提案どおり決定した 一

◎報告第1号 生徒の自殺防止に関する検討委員会の設置について

- ○山中委員長 続いて、報告第1号でございます。
- ○指導担当部長 指導担当部長の池上です。

私から、生徒の自殺防止に関する検討委員会の設置についてご報告いたします。 去る8月30日に起こりました札幌市立前田北中学校生徒の自殺につきましては、 9月1日の会議におきまして事故の概要等を速報でご報告いたしましたが、本件 はこの事故を受けまして、9月1日に生徒の自殺防止に関する検討委員会を設置 いたしましたことをご報告するものでございます。

詳細は、お配りいたしました要綱をご覧いただきたいと思います。

本委員会の設置の目的は、要綱の第1条にありますように、本件の経過や背景を調査するとともに、課題を明らかにし今後の札幌市立学校の自殺防止に生かすことでございます。また、委員会の構成といたしましては、第3条にありますように、委員長に指導担当部長である私、池上が就き、委員のうち1名に前田北中校長を充てるほか、調査検討に専門的な知見と中立性を持たせるために、教育学分野の学識経験者1名、弁護士1名、精神科医1名の計3名の外部の有識者に委員を委嘱いたしました。

会議につきましては、第7条にありますように、静謐な環境における公正・中立な調査検討を確保する観点から非公開といたしました。また、同様の趣旨により外部有識者の委員の個人名については、調査検討が終了し報告を公表するまでの間は非公開とさせていただきたいと思います。

なお、教育委員の皆様には、この後の報告第2号の中で報告させていただきます。

調査検討結果につきましては、第5条にありますように9月末を目途に報告書にまとめ、その後、公表する予定としております。

なお、9月2日に第1回委員会を開催し、その後、随時、会議を開催している ところでございます。

以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、あるいはご意見がありましょうか。 どうぞ。

- ○西村**委員** 今回は前田北中学校のことなのですけれども、たしか昨年11月に伏見中学校でも生徒が自殺するということがあったと思います。そのときには、このような検討委員会ができなくて、今回の前田北中学校の生徒のときにこの検討委員会を設置するというわけは何でしょうか。
- ○指導担当部長 実は、今年平成23年3月に、文部科学省の児童生徒の自殺予防

に関する調査研究協力者会議から審議のまとめが出されまして、その中に、子どもの自殺が起きたときの調査の指針等が示されてございます。その中身に照らし合わせて検討いたしました結果、今回の事故につきましては、学校生活に起因する可能性もあるということがありましたので、慎重に事実を把握する必要があると判断いたしまして、検討委員会を設置したところでございます。 以上です。

- **○西村委員** ということは、伏見中学校のときにはそういう指針がなかったけれども、今回はあるからつくったということですか。
- ○指導担当部長 指針の中には、必要に応じて調査委員会を設置することとなっておりまして、必ず調査委員会のようなものをつくらなければならないというわけではないのですが、今回の事故が起きたときに把握した中身として学校生活に起因することがあったようだということでしたので、そういう内容を考慮した上で設置したということでご理解をいただければと思います。
- ○**西村委員** わかりました。
- ○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。
- ○白井委員 この第5条を見ますと、委員会は今月末を目途に「調査・検討結果を報告書にまとめ公表する」となっております。今、部長からの報告にもありましたように、委員会発足以来、鋭意、かなりの頻度で検討されているということを知ったわけです。

ただ、事がとても大事なことなので、場合によっては随分慎重に、なおかつ徹底した検討をいただくということを考えると、9月末という目途と言いながら、あまりこれにこだわらないで、場合によってはもっと遅くなるということがあってもいいのかなと個人的に思うわけですけれども、そのあたりはいかが認識されているのですか。

○指導担当部長 要綱に基づきまして、9月末を目途にということで、今、9月 2日の第1回検討委員会を迅速な対応という意味でさせていただきましたが、や はり、慎重さが大事だと思いますので、状況によっては、検討委員会の委員の先 生方のご意見もいただきながら、9月末を超えることもあるのかなとは思ってい ますが、今現在としては、できるだけ迅速な報告ということで考えております。 貴重なご意見をありがとうございます。

〇臼井委員 済みません、続けてですけれども、これはまとめて公表するということなのですが、公表というのはどのような形で考えておられるのでしょうか。

○指導担当部長 今、申し上げましたとおり、9月末を目途に報告書を作成したいと思っておりますが、それは報告書の形でまとめたいと思っておりまして、まとまりましたら、まず、教育委員会会議に報告申し上げたいと思います。その後、まだ想定ですが、これまでの経緯もありますので、報道関係の方への記者発表を

したりということも今の段階では想定しております。

それから、何より大事なのは、このまとまった報告書に基づいて各学校にしっかりお伝えして、今後の指導に役立てていただくということです。自殺防止のための取組を強化していくため、公表というよりも、しっかり活用して取り組みを行っていきたいと思っております。

- ○臼井委員 要望でありますけれども、先般、教育長と池上部長から、市内の園長、校長に対してこの種のことについてお話があったと思います。特に、現場の学校に対して、この報告書の意味するところがすごく大きいと思いますので、その分も十分にお伝えするようにお願いいたします。
- ○指導担当部長 そういう方向で検討させていただきます。
- ○山中委員長 ほかにいかがですか。

私の方から一つお尋ねします。この委員会としては、「調査・検討、提言を行う」ということですが、一般的には、何となく調査をする委員会、調査をするための組織ではないかと受けとめるのかなという気がするのです。名前が検討委員会となっていますが、そういう名前にしたというあたりは、目的といいますか、やろうとしていることとの関係から見てどういうことでしょうか。

- ○指導担当部長 この事故がおきまして、直ちにこういう形で委員会を立ち上げることを判断したわけですが、当初、一般的な名称としまして、仮の名前として調査委員会という呼び方で検討を進めていましたが、目的の設置のところにありますとおり、本件自殺に至った経過等を調査するということももちろん大事ですし、その課題を明らかにして、もって今後の札幌市立学校における自殺防止に生かすということを大きな目的として捉えさせていただいたことから、今回、調査委員会ではなくて、生徒の自殺防止に関する検討委員会という名称で設置の目的を果たせる名前にさせていただいたところです。
- ○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

- 〇山中委員長 それでは、大変重大な案件でありまして、かつ、大変微妙な問題を含む案件ですので、いろいろご心労もあろうかと思いますが、この直接の目的に沿ってきちんとした調査検討、そして提言をしていただくようにお願いいたします。
- ○指導担当部長 承知いたしました。ありがとうございます。
- 〇山中委員長 それでは、ここから後は公開しない報告、議案となりますので、 傍聴者は退席をお願いします。

以下 非公開